

## — 開催概要 —

- イベント名：応援マルシェ
- 概要：

徳島市新町川沿いのボードウォーク周辺で開催される徳島県下最大級の産直市「とくしまマルシェ」に隣接する特設会場で、コロナウイルス感染症の打撃をうけた徳島市内飲食店事業者を対象に11月の最終日曜日に「とくしまマルシェ」と同時に開催します。なお本事業は「徳島市コロナ危機突破プロジェクト創造支援補助金」の交付を受けて開催するものです。
- 会場：

新町川東公園 [徳島県徳島市東船場町1丁目]  
両国橋西公園、東公園 [徳島県徳島市東船場2丁目、両国橋]  
その他徳島市外のイベント開催場所 [徳島県西部・県北部を予定]  
※変更の可能性あり
- 日程：

11月の最終日曜日  
※コロナウイルス感染症の拡大状況等により開催日が変更となる場合あり  
※その他徳島市外のイベント開催場所での日程については未定
- 時間：

9時～14時（予定）  
※コロナウイルス感染症の拡大状況等により開催時間が変更となる場合あり  
※その他徳島市外のイベント開催場所での開催時間については未定
- 出店料：

無料
- 主催：

とくしまマルシェ事務局
- 来場者数：

とくしまマルシェ開催時の来場者数約1,500人  
（※2020年7月開催時。ただし通常の平均来場者数は8,000人）

— 募集概要 —

1 出店場所

新町川東公園 [徳島県徳島市東船場町 1 丁目]

両国橋東公園 [徳島県徳島市東船場 2 丁目、両国橋]

その他徳島市外のイベント開催場所 [徳島県西部・県北部を予定]

※変更の可能性あり

2 出店日時

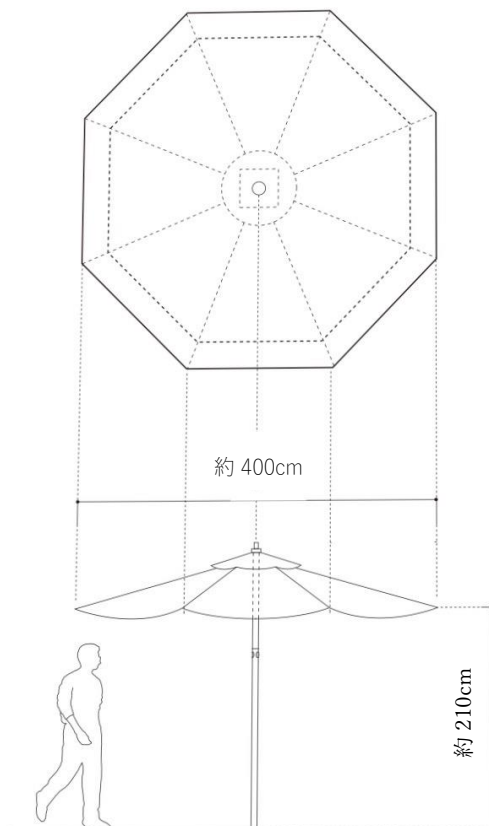
11 月の最終日曜日 9 時～15 時

※コロナウイルス感染症の拡大状況等により開催日時が変更となる場合あり

※その他徳島市外のイベント開催場所での日時については未定

3 出店スペース

パラソル 1 基内 (傘部 直径 400cm)



- ※1 事業者1パラソルでの出店が原則となります。
- ※原則パラソル以外での出店はできません。
- ※備品ストック含め、必ず上記スペース内で収めてください。
- ※出店位置は事務局にて決定しますので、変更することはできません。なお、販売品目が隣同士で重複する場合がありますので予めご了承ください。
- また、申請以外の品目の販売はできませんのでご了承ください。

4 出店料

無料

5 募集期間

2020年11月13日 17時まで（必着）※10月の出店受付は終了しました。

6 募集店舗数

最大10店舗

7 出店品目

飲食物（お弁当などのテイクアウト商品可）

※飲料のどぶ漬け販売など品目によっては出品内容を変更していただく場合があります。

8 申込条件

- ・徳島市内にて営業許可をうけた食品または加工品を取り扱う店舗を有しており、とくしまマルシェに出店登録をしていないこと
- ・出店要項を遵守できること
- ・食店営業許可証（露店）もしくは臨時出店届を取得していること
- ・出店責任者が、申込時に満20歳以上であること
- ・暴力団若しくは暴力団と関係がないこと
- ・その他主催者が定める事項を遵守できること

9 必要書類

- ・申込書（とくしまマルシェホームページ <https://tokushima-marche.jp/>よりダウンロード） 1通
  - ・実店舗の営業許可証の写し 1通
  - ・食店営業許可証（露店）もしくは臨時出店届の写し 1通
- ※食店営業許可証（露店）もしくは臨時出店届けの取得に関する費用は申込者負担となります。

## 10 申込方法

専用の申込書に必要事項を記入し、必要な書類（実店舗の営業許可証、食店営業許可証（露店）もしくは臨時出店届）を添付のうえ、FAX またはメールにて申し込み

### 【FAX での申込の場合】

FAX：088-678-2117

### 【メールでの申込の場合】

[tokushima-marche@neovient.co.jp](mailto:tokushima-marche@neovient.co.jp)

※件名に「応援マルシェ出店申込」と記載をお願いします。

※申込書および必要書類はスキャンデータなどでお送りください。

## 11 出店の決定

事務局による選定のうえ、9月下旬より随時メールにて結果を通知します。（FAXでお申し込みの方でメールアドレスの記載のない方はFAXで返信します。）なお、選定結果のお問い合わせについては一切お答えできません。

## 12 お問い合わせ先

とくしまマルシェ事務局

TEL：088-678-2117

— 応援マルシェ出店要項 —

- (1)申込者と出店者が異なる場合、出店をお断りする場合があります。
- (2)出店時における感染症対策（別紙「外食業の事業継続のためのガイドライン」「新しい生活様式の実践例」）を必ず遵守してください。ガイドラインを満たしていない場合は、開催当日であっても出店をお断りさせていただきます。
- (3)出店受付までに出演者全員の検温を行い、証明書を受付に提出してください。発熱や咳の症状がある場合は出店をお断りさせていただきます。
- (4)出店に必要な什器や設備などは出演者でご準備ください。ただし、パラソルについては主催者が設置します。
- (5)調理を伴う出店の場合、食店営業許可証（露店）もしくは臨時出店届にて承認された設備・レイアウトで出店ください。
- (6)火気を使用する場合は出演者にて消火器の準備をお願いします。また、火気は出演者の責任において万全の注意を払い使用してください。  
※特に油等を使用する場合はパラソル全面にシートを敷くなど公園の汚損には十分注意を払ってください。
- (7)電気・ガスを使用する場合は出演者でご準備ください。
- (8)給排水設備はありません。
- (9)受付・搬入時間は7時から、搬出時間は15時30分からとなります。
- (10)開催時間中の車両の侵入はできません。また、搬入搬出時の車両駐車は他の方の迷惑とならないよう最善の注意を払い、搬入搬出後、速やかに移動してください。
- (11)展示・販売はパラソル内で行ってください。パラソルの面積を超える展示・販売はしないなど、指定の形式を順守してください。
- (12)酒類を販売する場合は、「期限付酒類小売業免許」の届出が必要となります。また未成年者や車での来場者には絶対に提供しないでください。
- (13)展示・販売・接客などについて、主催者から指導があったときは、それに従ってください。
- (14)衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないようご注意ください。なお、事故・苦情が発生した場合は出演者の責任においてただちに処理し、主催者に報告してください。
- (15)周囲の美観を損ねる行為、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- (16)その他、公園管理事務所、保健所より指示があった場合は、それに従って販売させていただきます。
- (17)出演者が自ら準備した備品以外を汚損、破損させた場合は速やかに主催者に報告し自己の費用で原状回復してください。

●損害賠償について

- (1)出店者間及び販売エリアでの対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
- (2)PL 保険(賠償責任保険)に必ず加入してください。
- (3)天災等、不可抗力の原因での開催中止によって生じた損害等については、主催者は一切補償しません。

●出店のキャンセルについて

出店決定後のキャンセルは、原則としてできません。主催者判断による中止が決定された場合は開催日前日までに連絡します。

●その他

- (1)主催者が出店にふさわしくないと判断した場合には、会期前、会期中に関わらずただちに出店を取りやめていただきます。
- (2)駐車場所は各自での手配となります。
- (3)出店者は衛生面に最大限の努力をし、事故、苦情等が発生しないようにパラソル内、並びに周辺は常に清潔な状態にしてください。ゴミは各自でお持ち帰りとなります。
- (4)出店者および出店の様子を応援マルシェの実施記録および広報素材として撮影する場合があります。
- (5)販売終了後のアンケートにご協力をお願いします。

以上